

議案第 8 号

平成 26 年度小松島市公共下水道事業特別会計予算

平成 26 年度小松島市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 350,161 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、200,000 千円と定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		35,000
	1 国庫補助金	35,000
2 県支出金		4,000
	1 県補助金	4,000
3 繰入金		234,631
	1 他会計繰入金	234,631
4 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		10,010
	1 雑収入	10,010
7 市債		66,500
	1 市債	66,500
歳入	合計	350,161

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道費		132,505
	1 建設費	132,505
2 公債費		213,646
	1 公債費	213,646
3 諸支出金		4,010
	1 基金費	4,010
歳出	合計	350,161

第 2 表 地 方 債

(単位*千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	66,500	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。